

# 平成23年度森林・林業対策予算概算要求の主要事項

森林・林業の再生に向けて ～元気な森林を次世代へ～



## 主 課題

### 森林・林業の再生と多面的機能の持続的発揮

○林業の再生とそれを通じた森林の多面的機能の持続的発揮や低炭素社会への貢献

- ・路網整備を進めつつ、搬出間伐、施業の集約化を軸として、今後10年間を目途に効率的かつ安定的な林業経営基盤づくり

○森林吸収源対策の着実な推進

- ・京都議定書の森林吸収目標1,300万炭素トン達成のため、毎年55万haの間伐が必要

○山地災害への対応

- ・森林の山地災害の防止機能等を高め、国民の安全・安心を確保

### 人材の育成

○地域における森林づくりのマスタープランを作成しその実行を指導できる人材、集約化施業を提案する人材の育成

○間伐や道づくり等を効率的に行える人材の育成

### 国産材の利用拡大

○10年後の木材自給率50%以上を目指した地域材の利用拡大

○補助から融資への転換

### 森林・林業の再生の取組の理解の促進

○2011年は国連が定める「国際森林年」

- ・我が国の森林・林業再生の取組と相まって国民の理解の促進を図る

## 主 事項

### 森林管理・環境保全直接支払制度(仮称)の創設

○集約化して計画的な森林整備を行う者を対象に、搬出間伐等の森林施業と森林作業道の開設を支援

【森林環境保全直接支援事業 537億円】

○集約化施業の取組に必要な森林情報の収集、森林の現況調査、境界確認等の活動を支援

【施業集約化促進対策 33億円】

### 簡易で丈夫な路網整備の推進

○簡易で丈夫な「林業専用道」「森林作業道」の規格等を新設し、これらに予算を重点化することで路網整備を加速化

【林業専用道整備対策 106億円】

### 安全・安心の確保に向けた治山対策の重点化

○緊急性・重要性を踏まえた災害復旧対策や水源地域における重点的な森林の再生対策を推進

【治山事業 608億円】

### 森林・林業再生プランの実現に不可欠な人材の育成

○日本型フォレスターの育成や活動支援、集約化施業の設計図を描く森林施業プランナーの育成

【森林づくり主導人材育成対策 8億円】

○林業への新規就業者の確保・育成・キャリアアップ等

【「緑の雇用」現場技能者育成対策 58億円】

### 地域材の利用拡大の推進

○地域における原木の安定供給や木材産業の活性化、木造公共建築物等への地域材利用による実需拡大等

【地域材供給倍増対策 14億円】

○補助事業に代えて、林業者等の設備投資等に係る融資を充実

【林業金融対策 23億円】

### 国際森林年の取組の推進

○国際森林年に関する取組を国内外で推進

【国際森林年推進事業 3億円】

# 森林吸収源対策の現状と課題

## 京都議定書森林吸収目標

- 我が国の温室効果ガス削減目標を6%とする京都議定書が発効(=国際約束)
- 我が国の削減目標6%のうち、森林吸収で3.8%を確保すること、及びそのためにH19~H24の6年間で330万ha間伐を実施することを京都議定書目標達成計画で決定

## 森林吸収源対策の推進

- 森林吸収目標3.8%の達成に向け、H19以降、当初予算に加え、毎年300億円~400億円の追加財政措置(補正)を講じ、55万haの間伐予算を確保
- H23についても、引き続き必要な予算措置が不可欠

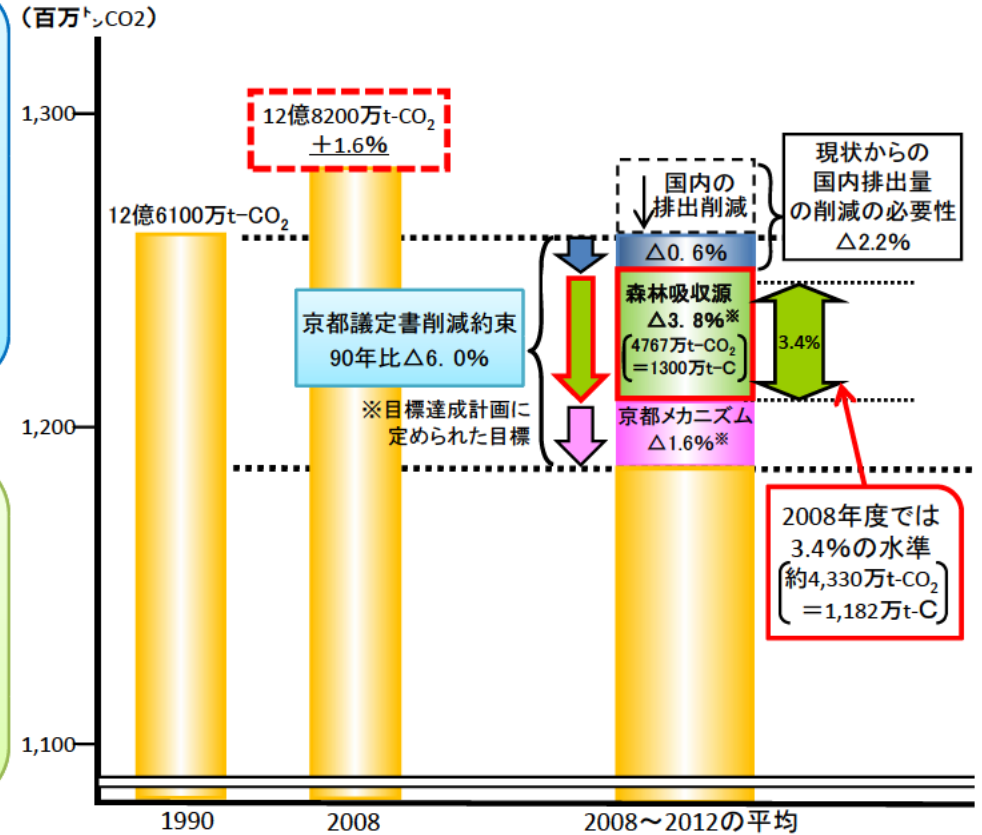
## (参考) 目標が達成されなかった場合

我が国全体で削減目標6%が達成できなかった場合、次期約束期間のペナルティーとして(マラケシュ合意)

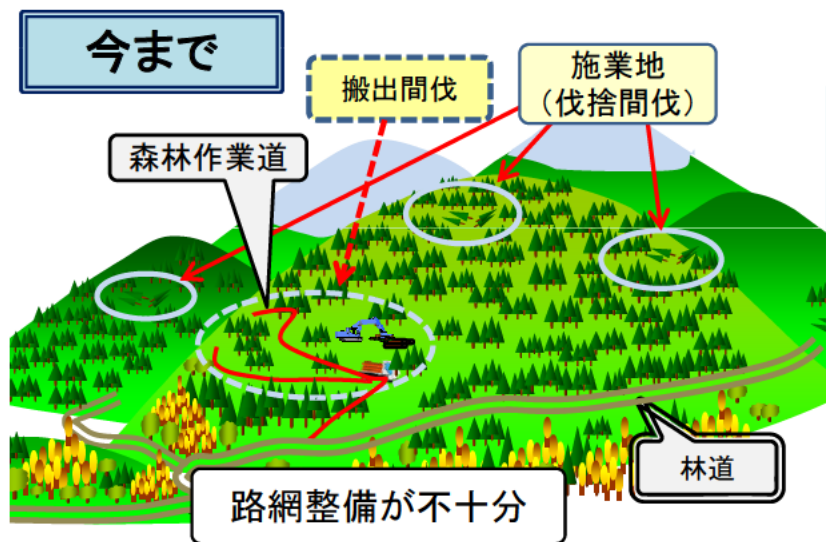
- 排出超過の1.3倍分を次期削減目標に上乗せ
- 次期約束期間における遵守確保のための行動計画の策定
- 次期削減目標に排出量取引の算入禁止

が課せられ、我が国が打ち出した次期削減目標25%削減に大きな足かせ

● 日本の温室効果ガス排出量の推移及び見通し

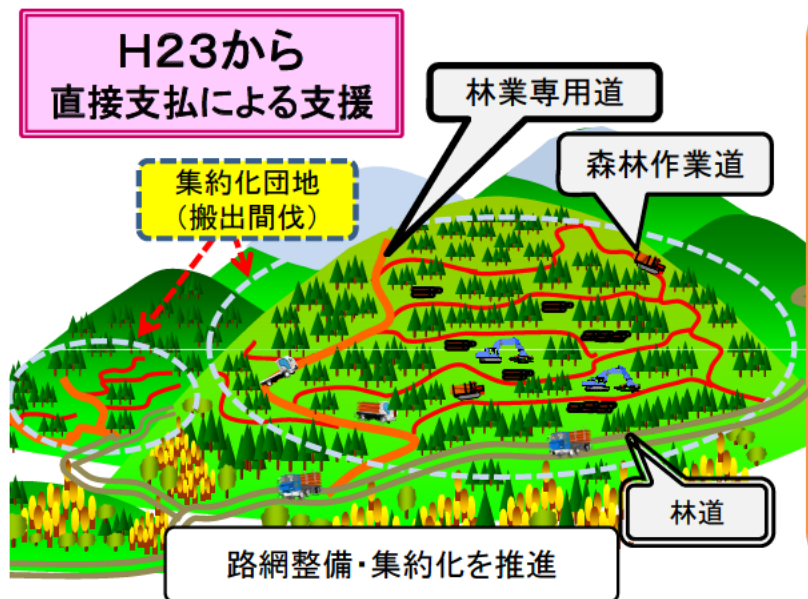


# 森林管理・環境保全直接支払制度(仮称)による搬出間伐の推進について



- ・ 路網整備が不十分なもとで個々の間伐に支援
- ↓
- ・ 伐捨間伐中心
- ↓
- ・ 単価が安く数量は確保できるが10年後(次回間伐)に同じことの繰り返し

## 改革



- ・ 路網整備・コスト削減を進めつつ、集約化、搬出間伐に限定し、意欲と実行力のある者に直接支援
- ・ フォレスター、プランナー、オペレーターの育成
- ↓
- ・ 当面、間伐全体の単価は上がるが集約化が定着

間伐材を利用したバイオマス等  
川下産業の拡大

## 10年後

- ・ 集約化団地が設定され、路網整備が完了
- ・ 機械化の促進やオペレーター等の技能向上
- ↓
- ・ 10年後(次回間伐)には、搬出間伐のコストが低減し、間伐収入と相まって補助なしでも間伐が可能

木材自給率  
50%の達成

## 森林管理・環境保全直接支払制度(仮称)の創設について

### < 現在 >

○ 森林の多面的機能の発揮を目的とし、個々の間伐実施に対し網羅的に支援



抜本的に改革

### < 平成23年度～ >

○ 効率的かつ効果的に森林整備が図られるよう、意欲と実行力を有し、かつ面的まとまりをもって持続的な森林経営を実施する者に対し支援

#### 抜本改革の具体的方向

～意欲と実行力のある者に直接支援～

- ポイント① 集約化し計画的な施業を行う者を支援
- ポイント② 間伐等への支援はゼロベースで見直し、搬出間伐への支援に限定
- ポイント③ 補助事業の大幅な簡素化、透明性の高い契約方式の徹底
- ポイント④ 国が作業種ごとの標準工程を定め単価を透明化
- ポイント⑤ 集約化に必要な境界明確化等の活動を支援する事業と連携